

==== 公布された規則のあらまし ====

現業職員の給与に関する規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

現業職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員と同様の改定を行う。

2 規則の概要

- (1) 給料月額を3.5パーセント引き下げる(ただし、職務の級が2級以下である職員を除く。)
- (2) 給料月額の切替えに伴う経過措置により職員に給料として支給することができる額について、(1)と同様の引下げを行う。
- (3) 施行期日は、平成21年1月1日とする。

鳥取県収入証紙規則の一部改正について

1 規則の改正理由

国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示等を請求する者の利便を図るため、当該開示等の事務に係る手数料の徴収は、証紙による収入の方法によらないこととする。

2 規則の概要

- (1) 国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示及び政治団体に係る収支報告書等の写しの交付の事務に係る手数料の徴収は、証紙による収入の方法によらないこととする。
- (2) 施行期日は、平成21年1月1日とする。

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例(以下「条例」という。)の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 合併認証申請書について定めた規定及び内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧について定めた規定中、引用している条例の根拠条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県建築士法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

建築士法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県建築士法施行細則の一部改正

ア 2級建築士名簿及び木造建築士名簿に登録する事項から本籍地の都道府県名を削り、次に掲げる事項を加える。

- (ア) 免許の取消しの処分を受けた年月日
- (イ) 管理建築士講習を修了した年月日及び修了証の番号
- (ウ) 定期講習を受けた年月日及び修了証の番号

イ 2級建築士名簿及び木造建築士名簿の閲覧場所を、住宅政策課並びに東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局建築住宅課とする。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の改正

ア 2級建築士及び木造建築士の免許証の返納の受理の決裁権限を住宅政策課長専決とする。

イ 事務処理権限の区分を定めた規定中、知事が指定する者に2級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を行わせる根拠となる建築士法の条項を改める等の所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県漁港漁場整備法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

現在県が直営で管理している境漁港について、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 境漁港における危険物等の荷役の許可及び当該許可等に係る申請書の記載事項の変更の申請書の提出先を指定管理者（現行 知事）とする。

(2) 施行期日は、平成21年4月1日とする。